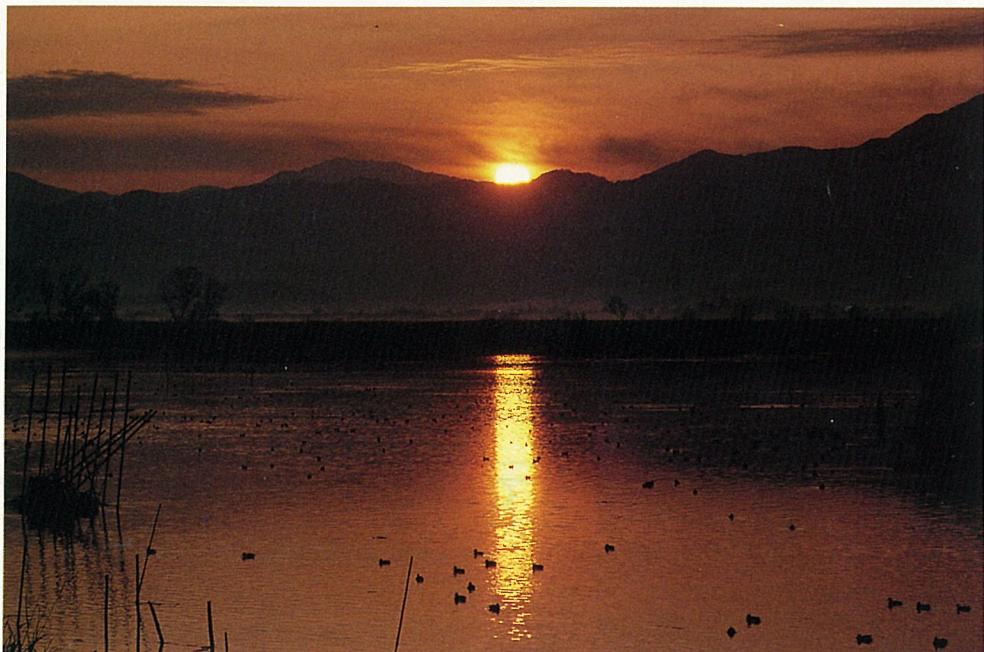


民間検査機関だより

No. 25

平成 6年 1月 10日発行

新潟県民間環境
検査機関協議会



夜明けの福島潟

かつて、県内最大の面積を誇った福島潟。

国営干拓事業によって半分になった今も、多くの水鳥たちの憩いの場となっている。

立春を過ぎれば、水鳥たちは半年にわたった越冬生活を終え、北への旅立ちの準備を始める。

写真・文： 本間 隆平

(財) 新潟県環境分析センター

平成5年度 新潟県民間環境検査機関協議会事業報告

- 平成5年6月3日 通常総会
平成4年度の事業及び収支決算報告
役員の改選
平成5年度の事業計画及び収支予算を決定
- 平成5年10月14日 第5回日環協関東支部環境セミナー新潟大会
～15日 境セミナー新潟大会
- 理事会は随時
- その他
 - ◎県理化学検査技術職員研修会への参加
 - ◎環境公害関係技術者交流会への参加
 - ◎県生物検査技術職員研修会への参加
 - ◎平成5年度建築物環境衛生管理研修会への参加
- 平成5年6月1日 環境月間記念行事「環境フェア」「環境月間記念シンポジウム」(主催:県、新潟市、協賛:当協議会他)

会員が行っている主な業務

環境関連調査

- 海域海洋に関する事業
- 各種建設に係る調査
- 河川、ダム関連調査
- 工場排水に関する調査
- 飲料水に関する調査
- 騒音、振動調査
- 悪臭調査
- 地盤沈下に係る調査
- 廃棄物に関する調査
- 大気関連調査
- 土壌汚染調査

環境影響評価

(環境アセスメント) 調査

- 公有水面埋立
- 発電所(各種)
- 各種工場及び公共施設
- 燃却場
- し尿処理施設
- 港湾
- 飛行場
- 公共下水道等
各種の立地建設に係る
調査
- リゾート開発
(スキー場・ゴルフ場)

新潟県の自然と季節

新潟県商工労働部長 鈴木直和

新潟に赴任してまだ半年弱、「若葉マーク」の慣らし運転がようやく終了というべき時期である。こうした表題で文を書くことは時期尚早という感がないでもないが、この間私なりに感じたことをお話をさせていただくことにしたい。

赴任して初めて見た書類のなかに「新潟あれこれ全国ベスト5」というものがあった。米の生産額全国一という周知のものもあるが、そのなかに「自然公園面積」、「清酒製造免許場数」、「海水浴場数」が二位、「スキー場数」が三位、「温泉地の数」が五位というのである。

それぞれは二位、三位であっても、これらを総合して考えると、これだけ自然資源あるいは観光資源に恵まれた県は全国に例がないのではないかと思う。（「清酒」は自然資源ではないが、日本酒党としてはどうしても触れざるを得ないのでお許しいただきたい。）

また、こうした自然資源と同時に、特に強調したいのは、季節感の豊かさである。

8月から12月までの5ヶ月の間に、夏（今年は冷夏であったが）、穏やかな秋日和、冬の降雪を体験し、季節の変化の妙を感じているところである。

先日、中1の長女を連れて快晴の東京から新幹線に乗車したが、約2時間の車窓の風景の際立った変化は十分感動に値すると思う。いわゆる「トンネルを抜けると雪国」の世界である。

新潟市に住みついて少々驚いたのが、冬期の風の強さである。通勤で信濃川の河畔を歩いていると強風にあおられることがあるし、また雨の日に傘が役に立たないことが多い。西村寿行の小説に「虎落笛」というものがあったと記憶しているが、

講談社の「日本語大辞典」では、「冬の強い季節風が柵や竹垣に吹きあたって発する笛のような音」とある。風の強い日の朝方や夜に公舎に居るとなるほどと思う。

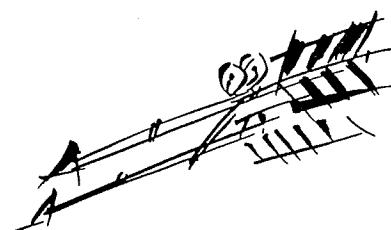
冬の強風は生活にとっては非常に厄介なものではあるが、新潟の冬の特徴ではある。

こうした新潟県の豊かな自然と季節感は、從来から居住している人にはごくあたり前のことかも知れないが、私のような「新参者」には新鮮な驚きである。こうした新潟県の具体的な魅力を再発見し、全国にPRしていくことが地域の振興と活性化のために極めて重要なことではないかと思う。

10月に日本海夕日キャンペーン実行委員会のメンバーの人達と懇談したことがあった。この取り組みは今年で8年目になる。この8年間の具体的な取り組みの経過や苦労などの話を聞きながら、共感と感動を覚えたことがあった。

それは、単に手作りの取り組みで運動をここまで展開してきたということだけではない。キャンペーンのガイドブックのメッセージのタイトルは「誇りをもって」となっている。また、何故、夕日なのかということについては、誇らしいものは、何世紀もの時間のなかで醸成された「風土」の内にあり、「海と夕日」は、新潟の風土の一つの象徴であり、かつ「新潟市民にとっての原風景」だとしている。

このように、自分自身が、すばらしいもの、大切なものと感じるものを、誇りを持って全国にキャンペーンし、全国の人に見てもらって感動を共有しようという取り組みが、観光振興の、また、地域活性化の基本であると思う。



安全第一

東北緑化環境保全株 岩崎万寿夫

どんな作業にも安全は重視し優先する。そこで、安全第一という言葉が挙がる。しかし、以前はそうではなく第三という立場だったらしい。

当時「生産第一・品質第二・安全第三」というスローガンを掲げて生産の増強を求めた。この体制で利益が伸びる反面、災害が非常に増加した。労働者に傷害が生じ、生産力が鈍化する。そこで、生産をある程度犠牲にし、災害をなくす事に努め「安全第一・品質第二・生産第三」とスローガンを改め安全対策を強めた。結果、災害は急激に減り生産・品質も今まで以上に向上した。

この出来事は、約1900年頃のアメリカ合衆国の製鉄会社のこと、それからヨーロッパ各国、日

本に広まった。安全第一は、わが国では工場や作業場などではよく見かけ安全標語にも定着し役割を果たしている。会社にとって最大の利益は、生産よりも安全を優先する事で生まれると思う。

私の職場では、高所作業、高温・高圧作業（排ガス測定）、高電圧の計測器操作、分析時における劇物・毒物・危険物等の使用等により、墜落・火傷・感電・中毒等の災害が考えられ、対策として作業前のKY-TBMの実施、未経験者へ指導、熟練者の馴れ操作による過信防止により今のところ大きな災害は無く、強いて言えばヒヤリ・ハット程度で、作業前のKY-TBM実施により一人一人が0災害運動につとめている。

最近読んだ本のことなど

(財) 上越環境科学センター環境計画課 沖田明

原稿の順番が回ってきましたが、これといって面白い話もないで最近読んだ本の紹介でお茶を濁そうかと思います。

本のタイトルは「超能力・霊能力解明マニュアル」(大槻義彦著)。最近、いわゆる超能力者や霊能力者がテレビ等のマスコミで取り上げられていますが、本書の著者は火の玉を物理現象として研究している大学教授で、いわば科学的な立場からの反論といえます。全体として急いで書き上げた感じで、説明も物足りないところがあるのですが、相手のプライベートなことを言い当てるリーディングは密かに事前の下調べを行う、心霊写真はフィルムに細工すれば誰にでも作れる、と著者は自称超能力者達を明快に切り捨てて行きます。念力で雲を消滅させる「超能力」は山間地で積雲が自然に消えていく時間帯を狙って演技しているだけであり、隠された物を見つけだす「ダウジン

グ」はただ適当に探し回っているだけという指摘に至っては失笑を禁じ得ません。

この文章をお読みの方々はもちろん超能力など当然インチキとみなしていると思いますが、世間では靈感商法などの被害も出ている上、本書でも述べているように「反重力エンジン」とか「超相対性理論」といった妄想を自らの学説として喧伝している「科学者」(一応経歴や肩書きはある)がいることを考えると真面目な反論も必要なのかも知れません。さらに著者が指摘しているように、民主主義という制度は人間に自らの英知(=科学)で自然を理解し社会をコントロールできる能力があることを大前提としており、人間に理解できない力の存在を肯定するオカルトブームの風潮は現代日本の社会の先行きが少々危ないということを示しているとも考えられます。

サッカーを見て思ったこと

（社）新潟県薬剤師会 西山淳子

秋も終わりの頃、ただ淡淡と毎日を過ごすだけの日々を送っていたのですが、あの日はとてもエキサイティングな夜でした。同じ思いをした方も大勢いらっしゃると思いますが、ワールドカップサッカーの予選最終試合の日です。あの晩は、10時過ぎからの試合開始に備え、夕食も片付けも早々に済ませ、いつでも寝れる状態を整えて、きつかり10時にはテレビの前に座っていたのでした。試合内容は皆さんよくご存じだと思いますので省きますが、開始直後、日本が先制のゴールを決めた時は大はしゃぎで、手をたたいて「よし!!」と叫んでいました。（恐らく、この時我が家の前を通った人がいたら聞こえていた筈です）そして遂に、あの運命の5秒。これには本当に力が抜けました。日本中の「えっ!?」という声が聞こえたような気がします。グランドに座り込んでしまった選手たちを見ているうちにやっと実感が沸いてきて、「ああ、これも一つの勝負の世界だっ

たんだ」なんて変な感想を持ったりなんかしていました。気持ちが落ち着いてくると、「とても残念だけれど、皆、精一杯戦って、それで勝てなかつたのは仕方ない。それがスポーツよ！」と妙にさっぱりとした気分になり、一人で納得していました。そして、昔自分がスポーツ少女だった頃を思い出していました。一番熱心だったのはやはり、子供だから取り組みが真面目だったのか、小学校時代にやっていたポートボール（今は無いらしい）で、もちろん試合に勝つために日々練習を重ねてはいたけれど、大会で負けた時には、負けた悔しさより精一杯やった満足感が大きかった事を10数年経った今でも覚えていて、今回のサッカーの試合を見ていて、その時の事を思い出しました。大人になるにつれ、中々、これぞというような満足感を得られなくなってしまったのは、そういう熱心な気持が希薄になってしまったのだと気がついた一夜でもありました。

Jリーグのこと

コーポエンジニアリング㈱
新潟分析センター 浅井修

ある日、所長から「民間検査機関だより」の原稿を書くように言われ、悩んだ挙げ句、ひとつだけ思い浮かんだのがこの話題です。果たしてこれで良いのか分かりませんが、今一番、僕が面白いと思っていることなので少し書かせて頂きます。

僕自身は、中学まで野球をしており、いわゆる野球少年でした。その割には、プロ野球というものにあまり興味がなく、野球中継なども熱心に見たという訳ではありませんでした。僕にとって、野球というのは、プレーするもので見るものではなかったのです。

しかし、昨年Jリーグがマスコミの派手な宣伝とともに開幕し、テレビ中継がされるようになり、僕も見てみようかと思い何試合か見ているうちに、

これは面白い、これはイケル！と夢中になっていきました。これは見るスポーツだなと思ったのです。何故、見るスポーツだと思ったのかというと、まず、試合の場面展開が早く、プレーが止まる時間がなくスピーディだということ。これは、まるでアクション映画を見ているようでワクワクします。また、ルールが単純だということも見るスポーツとしては、重要な要素なのではないのでしょうか。つまり、ルールが単純だということは、誰でもそのスポーツが理解できるということに繋がるのですから。そして、何より大切なのがボールに対する執着心、ゴールを奪うという闘争心がダイレクトに人々に伝わるということが、見ていて面白いと思うのです。

さて、ここまでJリーグを持ち上げて、プロ野球ファンの方々は、さぞ不満だろうと思いますが、決してプロ野球がつまらないと言うのではなく、プロ野球、Jリーグそれぞれの面白さがあるので、

たまにはJリーグも見てくださいという、にわかJリーグファンからのお願いと思ってもらえば幸いです。

「技術のひとりごと」 『なぜだろう?』からの発想

(財) 新潟県環境衛生研究所 検査課 佐 藤 昭三郎

私の担当は、浄化槽の法定検査です。私たちの毎日はノルマに追われ続けています。検査を通じて、「なぜだろう?」という疑問が生ずることがよくありますが、「暇ができたら考えよう」から、ついには忘れてしまうのが実際です。私は「なぜだろう?」と思いつづけることが大切であり、考えることからいろいろの発想が湧いて来るものと思っています。この体験を述べてみたいと思います。

現在、単独処理浄化槽の主流は分離接觸ばっ気方式のものですが、この方式の浄化槽検査の中で「なぜだろう。設備・施工・保守管理上どこも悪いところがないのになぜ水質が悪いのだろう。」と疑問が生じてきました。浄化機能に影響を与える因子は多様であり、教本に書いてあるような機能面からいろいろのことを考えましたが、回答は出ませんでした。「なぜだろう」との思いを抱きつつ、検査を続けているうちに気がついたことは単純でした。浄化槽の設置場所とトイレとの距離関係でその放流水質に一定のパターンがあるということです。浄化槽とトイレとの距離が長いほど、概して放流水質が良い浄化槽が多いということです。

あるとき、このことを浄化槽管理会社のT氏に話してみました。T氏も同じ「なぜだろう」をもっていたそうです。二人で徹底的に議論をしているうちに一致した推論は「流入管きょの距離が長い。→沈殿分離室に流入する汚水の流速が弱まる。→静かに流入する。→沈殿分離機能が向上する。」でした。議論を通じて二人の発想がごく単純な当たり前のことにつながりました。従来、浄化槽とトイレとの距離が長いと、流入管きょの閉

塞やら、途中腐敗やらでその弊害がいわれており、実際、両者を近接させて施工する例が多いです。教本にこだわっていたらこの発想は出てこなかつたと思います。

このことを確かめるため、不用浄化槽を縦方向に切断し、切断面に透明なアクリル板を貼り、汚物の代用としてトイレットペーパーを水にけん済させたものを流入させてトイレットペーパーの挙動を観察してみました。案の定、一度沈殿堆積したトイレットペーパー(汚物)は次の汚水の流入により再浮上・混合し、押し出されるかたちで沈殿分離室出口から流出してしまいました。流入を停止すればペーパーは沈降しますが、流入状態では舞い上がるのです。

この現象の防止対策として、T氏が提案したことは、図のような改造です。汚水導入管下端の空間寸法等技術的な問題点も多々ありますが、とにかくやってみようということになり、我が家の浄化槽をはじめT氏の契約している管理者から了解を得たいいくつかの浄化槽に改造を施し、データをとりはじめました。約1年4ヶ月、試行錯誤の連続でしたが、満足のいく結果を得ることができました。

この事例は、日常業務の中で、「なぜだろう?」から始まり、T氏というよきパートナーに恵まれたことも手伝って、様々な仮定(発想)の中から推論し、実践したみたものです。「忙しいから」、

「その内に」では進歩はないと思います。とくに私たちのような仕事は常に「なぜだろう?」を持ちつづけ、発想を豊かにする必要があると思う昨今です。

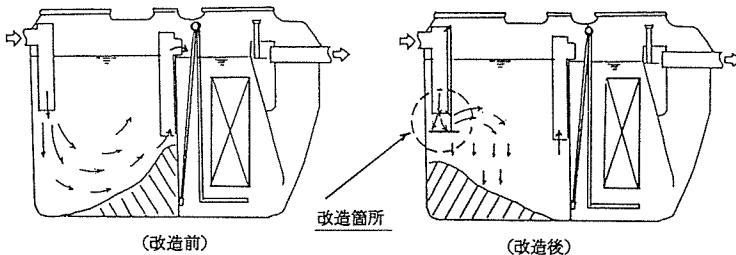


図 沈殿分離室内での流入ペーパーの動きと堆積状況

クラ

施設紹介

(財)新潟県環境分析センター

当センターは、昭和54年に(財)環境技研分析センターとして設立し、平成元年に現在の(財)新潟県環境分析センターに改称されました。その後、現在分館のあります網川原に移った昭和62年当時より人員数も増え、平成5年8月に本部を新築移転しました。

本部の移転しました祖父興野は、脇に北陸自動車道、近くに新潟中央インターチェンジ(仮称)が建設中であり、信濃川に掛かる斜張橋(ときめき橋)は、クリスマス等年に数回ライトアップさ

れ、美しい夜景が見られます。

設立当初来、事業運営の理念は「環境を見つめ生命を守る」であり、この社会貢献を達成するため各関係官庁の指導のもとに、各種検査業務を基盤とした総合コンサルタント活動を実施してまいりました。今後もこの業務の遂行のため、最新設備の導入、技術の向上を図り、関係諸方面のご依頼に応ずるべき態勢を整えてまいりたいと考えています。

所在地

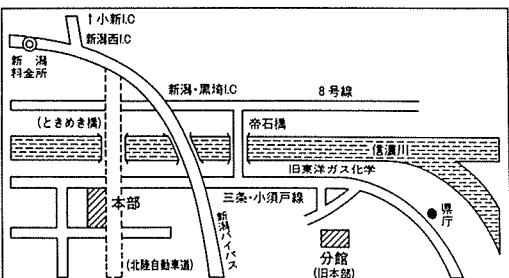
本部 新潟市祖父興野53番地1
TEL 025(284)6500
FAX 025(284)0022

事業の内容

- ・環境調査及びアセスメント
- ・公害コンサルタント
- ・騒音振動
- ・し尿浄化槽検査

分館 新潟市網川原2丁目33番26号
TEL 025(284)6501
FAX 025(284)1569

- ・水質、大気、産業廃棄物、土壤
- ・農薬、悪臭
- ・飲料水、食品
- ・作業環境測定



公共用水域に係る水質環境基準の改正等最近の動き

公害対策課水質係

昨年来、水道水質に関する新たな基準の制定や公共用水域の水質環境基準の改正等が行われるなど、新たな水質保全の対応が図られていることから、公共用水域の水質に係るこれらの最近の動きを追ってみる。

- 平成5年3月8日 • 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目（以下「水質環境基準健康項目」という。）の追加改正等
- 平成5年4月5日 • 水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について中央公害対策審議会に諮問（環境庁）
- 平成5年8月27日 • 海域の窒素および隣に係る環境基準を設定
• 海域の窒素および隣に係る排水基準を設定 等
- 平成5年9月29日 • 水道利用に配慮した公共用水域等の水質保全対策のあり方について中央公害対策審議会に諮問（環境庁）
- 平成5年12月6日 • 中央環境審議会は、4月5日、9月29日の諮問に對して答申

1 水質環境基準健康項目に係る改正等の概要

昭和50年にP C Bを追加して以来の大幅な改正となった。

(1) 改正の概要

- ① トリクロロエチレン等15項目を追加した。
- ② 鉛及び砒素の基準値を強化した。
- ③ 有機燐を環境基準から削除した。
- ④ 基準値は年間平均値とした。ただし、全シアンについては最高値とする。
- ⑤ 項目ごとに測定方法を定めた。

これにより、水質環境基準健康項目は、これまでの9項目から23項目となった。（表1参照）

(2) 要監視項目の設定

クロロホルム及びE P N等の農薬12項目を含む25項目について新たに要監視項目として定めた。（表2参照）

2 海域に係る窒素、燐の環境基準の設定等の概要

海域の富栄養防止のため、環境基準の一部改正（環境庁告示）、排水基準の項目追加（水質汚濁防止法施行令の一部改正）等を行った。

(1) 環境基準に係る環境庁告示の一部改正

海域における利用目的（自然環境保全、水浴、水産等）を勘案して、海域の窒素及び燐に係る環境基準を4つの類型に分けて設定した。（表3参照）

(2) 排水基準の項目追加等のための水質汚濁防止法施行令の改正等

① 排水基準の対象項目として、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある場合の窒素及び燐を追加した。（水質汚濁防止法施行令の改正の一部改正）

② 海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある場合の判断基準を定めた。（水質汚濁防止法施行規則）

③ 環境庁長官が定める海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水について窒素及び燐に係る排水基準を適用するとともに、暫定的な排水基準及び適用猶予期間を定めた。

※ 一般排水基準値（湖沼に係る窒素・燐の規制における排水基準値同じ）

- 窒素含有量：最大値 120mg/l
(日間平均値 60mg/l)
- 燐含有量：最大値 16mg/l
(日間平均値 8mg/l)

表-1 水質汚濁に係る環境基準について(環境庁告示)

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01 mg/l以下	日本工業規格K0102(以下この表、別表2、付表1から付表3まで、付表7、付表8及び付表10から付表12までにおいて「規格」という。)55.2、55.3若しくは55.4に定める方法又は付表1に掲げる方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01 mg/l以下	規格54.2、54.3若しくは54.4に定める方法又は付表1に掲げる方法
六価クロム	0.05 mg/l以下	規格65.2に定める方法又は付表1に掲げる方法
砒素	0.01 mg/l以下	規格61.2に定める方法又は付表2に掲げる方法
総水銀	0.0005mg/l以下	付表3に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表5に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	付表6の第1、第2又は第3に掲げる方法
四塩化炭素	0.002 mg/l以下	日本工業規格K0125の5に定める方法又は付表6の第1、第2若しくは第3に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下	付表6の第1、第2又は第3に掲げる方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l以下	付表6の第1、第2又は第3に掲げる方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	付表6の第1、第2又は第3に掲げる方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l以下	日本工業規格K0125の5に定める方法又は付表6の第1、第2若しくは第3に掲げる方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下	日本工業規格K0125の5に準ずる方法又は付表6の第1、第2若しくは第3に掲げる方法
トリクロロエチレン	0.03 mg/l以下	日本工業規格K0125の5に定める方法又は付表6の第1、第2若しくは第3に掲げる方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	日本工業規格K0125の5に定める方法又は付表6の第1、第2若しくは第3に掲げる方法
1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/l以下	付表6の第1、第2又は出し3に掲げる方法
チウラム	0.006 mg/l以下	付表7に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/l以下	付表8の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/l以下	付表8の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/l以下	付表6の第1、第2又は第3に掲げる方法
セレン	0.01 mg/l以下	規格67.2に定める方法又は付表2に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 1,1,2-トリクロロエタンの測定方法で日本工業規格K0125の5に準ずる方法を用いる場合は、1,1,1-トリクロロエタンの測定方法のうち日本工業規格K0125の5に定める方法を準用することとする。この場合、「塩素化炭化水素類混合標準液」の1,1,2-トリクロロエタンの濃度は、溶媒抽出・ガスクロマトグラフ法にあっては $2\text{ }\mu\text{g}/\text{ml}$ 、ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ法にあっては $2\text{ mg}/\text{ml}$ とする。

表2 要監視項目及び指針値

項目名	指針値	項目名	指針値
クロロホルム	0.06 mg/l以下	フェノブカルブ	0.02 mg/l以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	イプロベンホス	0.008 mg/l以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/l以下	クロルニトロフェン	0.005 mg/l以下
p-ジクロロベンゼン	0.3 mg/l以下	トルエン	0.6 mg/l以下
イソキサチオノン	0.008 mg/l以下	キシレン	0.4 mg/l以下
ダイアジノン	0.005 mg/l以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/l以下
フェニトロチオノン	0.003 mg/l以下	ほう素	0.2 mg/l以下
イソブロチオラン	0.04 mg/l以下	フッ素	0.8 mg/l以下
オキシン銅	0.04 mg/l以下	ニッケル	0.01 mg/l以下
クロロタロニル	0.04 mg/l以下	モリブデン	0.07 mg/l以下
プロピザミド	0.008 mg/l以下	アンチモン	0.002 mg/l以下
EPN	0.006 mg/l以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l以下
ジクロルボス	0.01 mg/l以下		

表3 水質汚濁に係る環境基準について(環境庁告示)

2 海域 イ

別表2 生活環境の保全に関する環境基準(抄)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該当水域
		全 窒 素	全 残	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/l以下	0.02mg/l以下	
II	水産1種 水浴 及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/l以下	0.03mg/l以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
III	水産2種 及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6 mg/l以下	0.05mg/l以下	
IV	水産3種 工業用 生物生息環境保全	1 mg/l以下	0.09mg/l以下	
測定方法		規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
 2 水産1種: 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。
 水産2種: 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
 水産3種: 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
 3 生物生息環境保全: 年間を通して底生生物が生息できる限度

④ ③の排水基準が適用される海域が、定められた。(全国 88海域、新潟県は、両津港、加茂湖、真野湾の3海域。)

なお、①～④は平成5年10月1日から施行。(既設の特定事業場は、6月間(一部1年間)基準適用猶予。)

表4 排水基準項目・排水基準及び特定地下浸透水で有害物質が検出されるとする濃度

有害物質の種類	許容限度		検出されるとする濃度		新基準	旧基準
	新基準	旧基準	新基準	旧基準		
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/l	0.1 mg/l	0.001 mg/l	0.001 mg/l	0.001 mg/l	mg/l
シアン化合物	1 mg/l	1 mg/l	0.1 mg/l	0.1 mg/l	0.1 mg/l	mg/l
有機燐化合物(パラチオノン、メチルパラチオノンメチルジメトン及びEPNに限る。)	1 mg/l	1 mg/l	0.1 mg/l	0.1 mg/l	0.1 mg/l	mg/l
鉛及びその化合物	0.1 mg/l	1 mg/l	0.005 mg/l	0.02 mg/l	0.02 mg/l	mg/l
六価クロム化合物	0.5 mg/l	0.5 mg/l	0.04 mg/l	0.04 mg/l	0.04 mg/l	mg/l
砒素及びその化合物	0.1 mg/l	0.5 mg/l	0.005 mg/l	0.005 mg/l	0.005 mg/l	mg/l
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/l	0.005 mg/l	0.0005 mg/l	0.0005 mg/l	0.0005 mg/l	mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと。		0.0005 mg/l	0.0005 mg/l	0.0005 mg/l	mg/l
PCB	0.003 mg/l	0.003 mg/l	0.0005 mg/l	0.0005 mg/l	0.0005 mg/l	mg/l
シクロロメタン	0.2 mg/l	—	0.002 mg/l	—	—	—
四塩化炭素	0.02 mg/l	(0.03 mg/l)	0.0002 mg/l	mg/l	(0.0002 mg/l)	—
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/l	—	0.0004 mg/l	—	—	—
1, 1-ジクロロエチレン	0.2 mg/l	—	0.002 mg/l	—	—	—
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l	—	0.004 mg/l	—	—	—
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/l	(3 mg/l)	0.0005 mg/l	mg/l	(0.3 mg/l)	—
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/l	—	0.0006 mg/l	—	—	—
トリクロロエチレン	0.3 mg/l	0.3 mg/l	0.002 mg/l	0.002 mg/l	0.002 mg/l	mg/l
テトラクロロエチレン	0.1 mg/l	0.1 mg/l	0.0005 mg/l	mg/l	0.0005 mg/l	mg/l
1, 3-ジクロロプロパン	0.02 mg/l	—	0.0002 mg/l	—	—	—
チウラム	0.06 mg/l	—	0.0006 mg/l	—	—	—
シマジン	0.03 mg/l	—	0.0003 mg/l	—	—	—
チオベンカルブ	0.2 mg/l	—	0.002 mg/l	—	—	—
ベンゼン	0.1 mg/l	—	0.001 mg/l	—	—	—
セレン	0.1 mg/l	—	0.002 mg/l	—	—	—

(注) 旧基準の()は暫定指導指針による

3 水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等及び水道利用に配慮した公共用水域等の水質保全対策のあり方についての中央公害対策審議会の答申の概要

- (1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準の設定、地下浸透水の浸透規制等の答申概要
 - ① 水質汚濁防止法の有害物質の項目追加等 平成5年3月に人の健康の保護に関する環境基準に追加された15項目のうち、既に水質汚濁防止法の有害物質に指定され排水規制等が行われているトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを除いた13項目について、水質汚濁防止法の有害物質に指定し、

また、既規制項目の鉛及び砒素については環境基準の強化に併せて排水基準の強化を行い、排水規制及び地下浸透規制を行うのが適当。

② 排水基準

表4のとおりとすることが適当。

ただし、現在の排水処理技術によっては表4の排水基準への対応が著しく困難な業種等については、経過的な措置(最大限3年間)として暫定的な排水基準を適用。

(新規追加項目)

- ・ジクロロメタンについて : 6業種
- ・1,2-ジクロロエタンについて : 6業種
- ・チウラムについて : 1業種

・ベンゼンについて	: 6 業種
・セレンについて	: 4 業種
(基準値強化項目)	
・鉛について	: 19業種
・砒素について	: 8 業種

③ 地下浸透規制

水質汚濁防止法の有害物質に指定することとした物質については、従来からの有害物質と同様に、これらを含む特定地下浸透水の地下への浸透を禁止することが適当。

なお、「有害物質を含む」とする要件は、一定の検出方法により、表4の値以上で検出されることとした。

④ 事故時の措置

水質汚濁防止法の有害物質に指定することとした物質については、従来からの有害物質と同様に、事故時の応急措置、届出等、水質汚濁防止法に基づく事故時の措置を適用することが適当。

⑤ 検定方法

排水基準の検定方法は、有機塩素系化合物についてはページ・トラップ・ガスクロマトグラフ質量分析法、ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ質量分析法等、農薬については溶媒抽出又は固相抽出によるガスクロマトグラフ質量分析法等とともに、カドミウム等については電気加熱原子吸光法等を加えることが適当。

(答申の内通どおり、平成5年12月27日付けで、排水規制、地下浸透水の浸透規制等の対象となる有害物質の追加等のための水質汚濁防止法施行令の改正及び有害物質に追加した13物質に係る排水基準を新たに設定する等のための排水基準を定める総理府令の改正が公布され、いずれも平成6年2月1日に施行されることとなった。)

(2) 水道利用に配慮した公共用水域等の水質保全対策についての考え方(答申から)

国民の安全で良質な水道水に対する期待に

応えるには、浄水場等の水道についての施策、公共用水域等における各般の施策を総合的・計画的に実施する必要がある。このため、例えば政府としての総合対策を取りまとめて対策の全体を国民に判り易く提示するとともに、関係者の理解を得ながら、政府一体となって対策を推進することが望ましい。

今日、水道の原水を取水する公共用水域等の水質保全に関する法制度としては、水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法、農薬取締法、河川法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法等の各種の法令が既にあり、まず、これらの既存の諸制度の活用を図るべきである。さらに、安全で良質な水道水を保護する観点から、既存の制度では対応が困難な場合には、法制度も含め新たな対応策を講ずることが必要となろう。

以上であるが、これらは、近年、多種多様な化学物質が生産、使用されるに伴い、公共用水域等から微量の化学物質が検出されるようになってきており、新たな化学物質による公共用水域等の汚染を防止し、国民の健康を保護することが大きな課題となってきたことにより、このような課題に対応するためには、広範な物質について体系的な取り組みを推進する必要があることやトリハロメタン等の有害物質が水道水から検出され、又、水道水の異臭味問題も依然として解消されていない等の状況にあることから、国民の水道水に対する関心が高まっており、浄水場における高度処理の実施等の対策強化と併せて、水道に利用される公共用水域や地下水の水質保全対策の強化が大きな課題となっていることに対する対応である。

このような背景のなかで、今後、環境庁としては、早急に環境審議会の答申を踏まえた排水基準の設定等や水質保全の「総合対策要綱」をまとめ閣議決定するなど政府一体で水質保全に取り組む考えと聞いていることから、県としてもこれらの動きに注視しつつ必要に応じた対応を図って行くこととしている。

平成5年版 新潟県の環境(現状と対策)について

新潟県環境保健部

「新潟県の環境(現状と対策)」は、平成4年度における県の環境全般にわたる現状と対策について取りまとめたものである。このうち、公害の現状及び公害の防止に関する講じた施策に係る部分については、新潟県公害防止条例第8条の規定に基づく県議会への年次報告である。

1 環境行政の動向と施策の方向

平成4年度における当県の環境の状況は、全般的におおむね良好な状態が保たれている。

しかしながら、近年の生活様式の多様化・高度化等を背景に、環境問題はますます複雑化・多様化していることから、これらに対処するため、生活排水による水質汚濁等の日常生活に起因する都市・生活型公害への対応、大規模開発に伴う環境の悪化の未然防止を図るための環境影響評価要綱等の的確な運用、産業廃棄物広域最終処分場等の整備の推進、地球環境問題への地域レベルの取組みなどを始めとした各種の施策を積極的に進める必要がある。

また、5年3月には、これから当県の環境行政の基本計画となる「新潟県環境プラン」を策定したところであり、今後おおむね10年間はこのプランに沿った形で環境行政及び関連する行政部門が連携・調整をとりながら一層の施策の推進を図っていくこととしている。

2 重点課題への取り組み

4年度の重点課題への主な取組みは次のとおりである。

① 5年3月に「水と緑の“人と自然が共生する社会エコトピア新潟”の創造」を基本目標とした「新潟県環境プラン」を策定し、環境を「いたわる(保全)」「いかす(利用)」「はぐくむ(創造)」を基本理念に各種環境保全施策の基本的方向を示すとともに、県民、事業者がそれぞれの立場で環境保全に向けた取組みを進める際の指針を示した。

② 「新潟県環境影響評価要綱」に基づき4年

度に環境影響評価準備書が公告された事業は、ゴルフ場等のレクリエーション施設が4件、リゾートマンションの建設が1件の合計5件であり、準備書の審査を通じて、環境保全についての適切な配慮がなされるよう指導した。

- ③ 環日本海地域での環境協力の方向についての政策協議を目的とした「環日本海地域環境協力会議」の第1回会合を、4年10月に環境庁との共催により開催した。
- ④ 5年3月に「新潟県ごみ減量化指針」を策定し、ごみ減量化・再資源化対策の基本的方向や西暦2,000年における減量化の目標設定並びに県民、事業者、行政がそれぞれ取組むべき具体的役割を示した。
- ⑤ 県、市町村及び民間の共同出資による第3セクター方式の「財団法人新潟県環境保全事業団」を4年10月に設立し、公共関与による産業廃棄物の広域最終処分場等の整備を進めている。なお、4年度には、上、中、下越地区に広域処分場等の整備を図るために、適地選定調査を実施した。
- ⑥ 生活排水対策としては、下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進等を図るとともに、4年度には、西川、新発田川及び加茂湖流域を生活排水重点地域に指定し、従来に引き続き「せせらぎ回復事業」により生活排水対策の充実を図った。また、鳥屋野潟流域については、「鳥屋野潟水質改善計画(第二期)」に基づき総合的な水質改善対策を推進している。
- ⑦ ゴルフ場事業者に対して「農薬等の適正使用について(通知)」及び「ゴルフ場芝草病害虫・雑草防除指針」により指導を行うとともに、ゴルフ場からの農薬流出の実態を把握するための水質及び大気に係る調査を実施した。

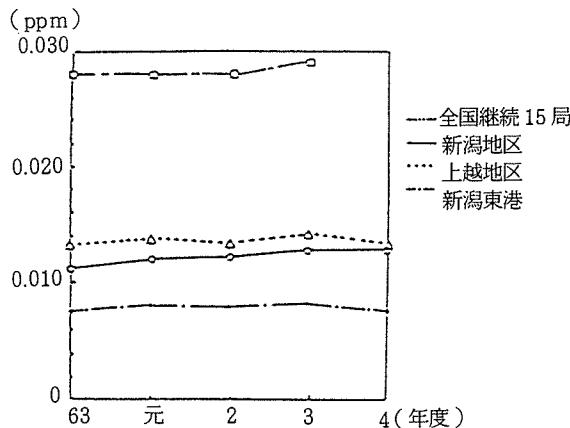
3 公害の現状と対策

(1) 大気汚染

一般環境大気の状況は、二酸化硫黄については、43測定局すべてで長期的評価に基づく

環境基準を達成、二酸化窒素についても39測定局すべてで環境基準を達成、浮遊粒子状物質については32測定局のうち1局を除いて長期的評価に基づく環境基準を達成する等おむね良好な状況が維持された。(図-1) なお、光化学オキシダントについては、31測定局中29測定局で環境基準を超える濃度が出現したものの、注意報を発令する状況には至らなかった。

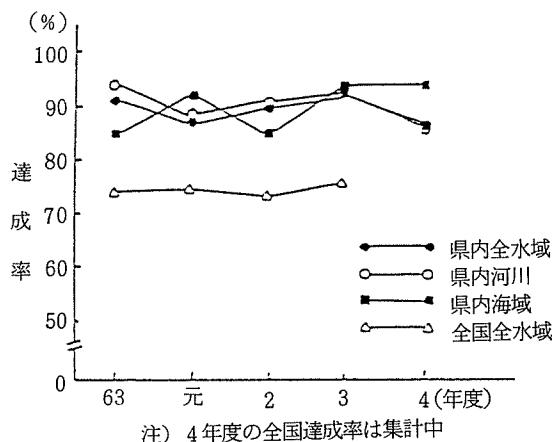
図-1 二酸化窒素の年平均値の経年変化



測定地点のすべてで環境基準を達成した。生活環境項目については、河川82水域、湖沼2水域、海域14水域で常時監視を行っており、代表的指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)又はCOD(化学的酸素要求量)でみると、河川11、湖沼1及び海域1水域で環境基準を達成せず、前年度と比較すると河川で5水域増加していた。(図-2)

図-2

環境標準(BOD又はCOD)達成率の推移



道路沿道の大気の状況は、一酸化炭素については6測定局すべてで環境基準を達成、二酸化窒素についても7測定局すべてで環境基準を達成、浮遊粒子状物質については6測定局すべてで長期的評価に基づく環境基準を達成する等おむね良好な状況が維持された。

国内の主要タイヤメーカーが3年3月末日限りでスパイクタイヤの販売を中止したこと、県内では3年2月25日付け及び4年11月12日付けで合計92市町村が「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」の規定によりスパイクタイヤ使用規制等の措置が適用される「指定地域」になったこと等により、4年度はスパイクタイヤの装着率が0.5%に減少し(3年度は15.6%)、スパイクタイヤの影響と見られる降下ばいじん中の不溶解性成分は経年的に最も低い値であった。

(2) 水質汚濁

公共用水域の水質の状況は、健康項目については、河川115、湖沼6、海域32の計153の

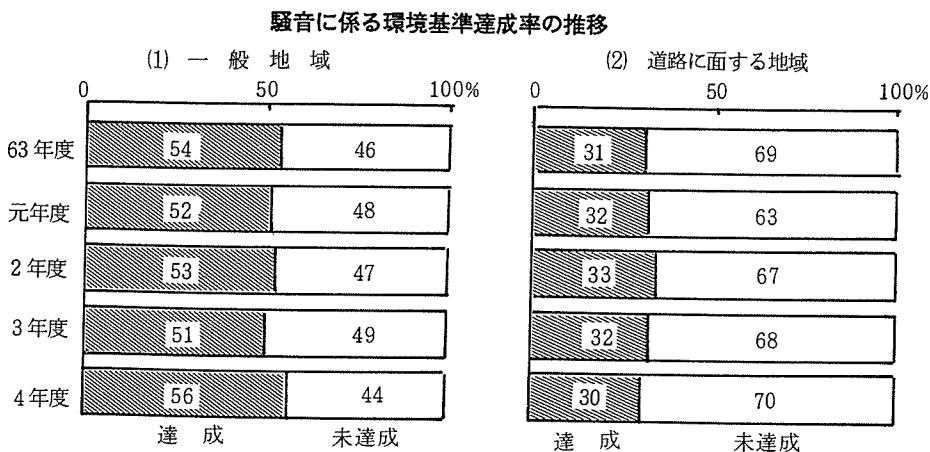
水銀関連調査の結果、阿賀野川、関川水系及び直江津地先海域とも、引き続き全測定地点で総水銀等の環境基準を達成した。

地下水の水質については、地下水の水質測定計画等に基づき194地点を調査した結果、評価基準を超過した地点は22地点であり、このうち、トリクロロエチレン等の有機塩素系溶剤によるものが20地点であった。汚染が確認された地点については継続的な監視を実施することにしており、トリクロロエチレン等については、一部で改善傾向が見られるものの、全体的には横ばい傾向である。

(3) 騒音・振動

環境騒音については、環境基準類型指定地域内の299地点の測定結果によれば、環境基準の達成率は、一般地域で56%、道路に面する地域で30%であり、3年度に比べて、一般地域では改善の傾向、道路に面する地域では悪化する傾向にあった。(図-3)

図-3



高速自動車道周辺の騒音については、従来67地点で騒音測定を実施してきたが、さらに97地点を選定し、合計164地点で騒音の測定を実施した。この結果、朝、昼間、夕及び夜間の4時間帯のすべてで環境基準を達成したのは22地点(13%)であり、達成率は依然として低い状況で推移している。

上越新幹線による騒音については、県が継続調査を実施している17地点のうち2地点で環境基準を達成したにとどまり、全面達成には相当の努力を要する状況である。また、4年度には3年毎に実施している振動レベルの調査を実施したが、昭和51年に環境庁長官から運輸大臣に勧告した振動に関する勧告値を超える地点はなかった。

新潟空港周辺の航空機騒音については、継続調査している12地点のうち10地点で環境基準を達成しており、環境基準達成地点は前年度に比べて1地点増加した。

(4) 地盤沈下

県内の地盤沈下は、4年度の年間最大沈下量が新潟地域においては0.5cm、上越地域においては0.8cm、柏崎地域においては1.4cmと、それぞれ小康状態にあるが、南魚沼地域では、4年度の年間最大沈下量は、前年度の5.2cm(全国ワースト1位)を超える5.7cmであった。今後、主な原因である消雪用を中心とする地下水利用の適正化を一層推進する必要がある。なお、5年冬季には、六日町が町の要綱に基づき、緊急時対策として注意報の発令を1回行った。長岡地域については、4年度

の年間最大沈下量は3.0cmであり、「長岡市地下水保全条例」に基づき、消雪用をはじめとする地下水の適正利用に努めているものの、依然として沈下が継続している。これについては、4~5年度の2か年で、「長岡地域地盤沈下機構解明調査」を実施し、的確な対策を推進するための原因究明に努めている。

(5) 悪臭

4年度の悪臭苦情件数は170件であり前年度に比べ12件少なかった。発生源の内訳では畜産農業に係るもののが最も多く、悪臭苦情件数全体の約4割であった。畜産農業に係る悪臭については、従来から畜舎の適正管理、糞尿処理施設の設置又は糞尿の畑地への過剰投入の自粛を指導し、事業場の監視等を実施してきたが、今後ともこれらの施策を推進することとしている。

4 廃棄物処理の現状と対策

(1) 一般廃棄物

生活様式の多様化等により、ごみの排出量は年々増加し質的にも変化しており、また、処理施設も設置後15年以上経過している老朽化施設が全国に比べて多く、最終処分場の残余容量も減少していることから、施設の計画的整備とともに、ごみの減量化・再資源化が緊急の課題となっている。

このため、4年度に「新潟県ごみ減量化推進協議会」を設置するとともに、「新潟県ごみ減量化指針」を策定し、市町村、県民、事業者、県が一体となった取組みを推進するこ

としている。

表-1 ごみの総排出量・資源化量の推移

年度	総排出量 (t／年)	対前年 度比%	資源化量 (t／年)	資源化 率 %
元	1,007,641	104.3	30.615	3.0
2	1,021,634	101.4	33.281	3.3
3	1,035,190	101.3	35.584	3.4

(2) 浄化槽

浄化槽は、その設置数が4年度末で約26万基と、前年度に比べて4.9%増となっている。浄化槽の適正な維持管理を推進するため、浄化槽行政立入検査の実施、保守点検登録業者の指導等を行い、さらに、技術管理者や浄化槽設置者への講習会等を行った。また、下水道終末処理場並の処理性能を有し、短期間に設置でき公共用渓域等の水質浄化に極めて有効なことから、2年度から合併処理浄化槽の県費補助を行っている。これにより4年度は346基が設置されたところであり、今後とも一層の普及促進を図ることとしている。

(3) 産業廃棄物

産業活動により排出される産業廃棄物は「家畜ふん尿」を除くと687万1千t（63年度調査）にのぼっているが、資源として再利用にまわされ、焼却や脱水等の中間処理により減量化された後、埋立処分される量は年間66万4千t（3年度処分実績）となっている。

近年、県内における産業廃棄物処理施設、特に最終処分場の建設は極めて困難な状況になっていることから、産業活動の持続的な発展が損なわれないよう県としても積極的にこの施設の確保に努めることを緊急の課題として取組んでいる。

産業廃棄物の適正処理を推進するため、県外産業廃棄物については、要綱に基づき搬入・処分の計画を把握し、搬入・処分量の抑制に努めたほか、産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、指導要綱に基づく事前協議制度により、地域住民等の理解が得られるよう必要な指導を行った。

5 自然環境の現状と保全対策

(1) 自然環境保全地域等の指定

県内の優れた動植物、地形地質等の自然環境を保全するため、新潟県自然環境保全条例に基づく「自然環境保全地域」及び「緑地環境保全地域」について、保全に努めている。4年度は、保全事業として6地域で、規制標識の設置、巡回歩道の整備等を実施した。

(2) 自然公園の保護管理

県内には、4つの国立公園、2つの国定公園、13の県立自然公園があり、県土面積の約25%を占めている。これら自然公園地域では、公園の風致景観を維持し良好な自然環境を保つため、区域内で行われる各種行為については、一定の制限が加えられている。4年度は、これら行為に係る477件の許認可・届出等を受理し、自然環境保全についての指導を行った。

また、4年度は、上信越国立公園地内のいもり池周辺について「特定民有地等買い上げ事業」をはじめて実施し、自然保護のため規制が課せられている私有地3.34haを県が買い上げ、すぐれた自然を将来にわたって確実に保全することとした。

(3) 温泉の現状と施策

近年のリゾート開発志向及び市町村の温泉開発等により、温泉の掘削許可申請は依然として高い水準を保っており、4年度は、27件（前年度は26件）を許可した。このような状況を踏まえ、特に、温泉資源の枯渇化が懸念されている集中地域での動力設置許可に当たっては、申請者に付近源泉に対する影響調査を実施させる等により慎重な対応を図っている。

(4) 鳥獣保護と狩猟

野生鳥獣の保護とその生息環境を保全するための鳥獣保護区については、4年度は9か所について更新等を行い、4年度末では合計79か所（119,435ha）となった。鳥獣保護対策調査としては、オオタカなどの生息分布状況調査、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査等を行い、鳥獣保護施策立案のための基礎資料を得た。また、野生傷病鳥獣の救護、有害鳥獣の駆除及び狩猟資源の確保等に努めた。さ

らに、環境庁の委託によるトキ保護増殖事業を実施するとともに、国の委託を受けて新しいトキ保護センターの建設事業を3年度に引き続き実施し、5年度に移転を完了する予定である。

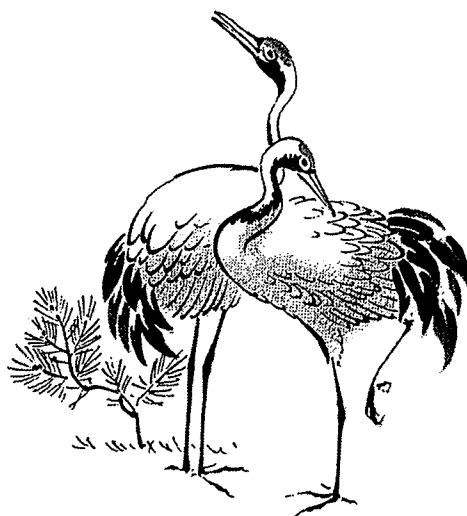
6 環境保全思想の普及啓発

地域環境保全基金の運用益を財源として、環境フェア、シンポジウム、親子自然ふれあい教室の実施等様々な普及啓発事業を実施した。また、環境月間行事、自然観察会、野鳥保護のつどい、環境美化運動、水生生物調査等一般県民の参加を得て行う事業の実施を通じて、県民の環境に関する意識啓発に努めた。さらに、「新

潟県愛鳥センター紫雲寺さえずりの里」においても、野生鳥獣に対する保護思想の一層の推進を図るため、様々な普及啓発事業を実施した。

7 その他の環境保全対策

工場における公害防止組織の整備のため設けられている公害防止管理者等に対する指導、公害苦情の処理、中小企業者に対する公害防止施設改善資金・産業廃棄物処理施設整備資金の貸付け、衛生公害研究所における環境保全に関する各種調査研究等を行い、環境の保全に努めた。なお、廃棄物の再資源化を促進するため新たに「登録廃棄物再生事業者施設整備資金」を5年度に創設することとした。



新潟県民間環境検査機関協議会会員名簿

●正会員

(アイウエオ順)

機 関 名	住 所	電話 番 号
錦 ク ラ レ 中 条 工 場 分 析 セン タ ー	〒959-26 北蒲原郡中条町倉敷町2-28	(0254)43-2521
(社) 県 央 研 究 所	〒955 三条市吉田1411-1甲	(0256)34-7072
コープエンジニアリング錦新潟分析センター	〒950 新潟市頸町三番地	(025)273-8176
(財) 上 越 環 境 科 学 セン タ ー	〒942 上越市大字下門前231番2	(0255)43-7664
電気化学工業錦青海工場デンカ分析センター	〒949-03 西頸城郡青海町大字青海2209番地	(0255)62-6850
東 北 緑 化 環 境 保 全 锦 新 潟 支 社	〒950 新潟市桃山町2丁目200	(025)274-1425
(財) 新潟県環境衛生研究所	〒959-02 西蒲原郡吉田町東栄町8番13号	(0256)93-4509
(社) 新潟県環境衛生中央研究所	〒940-21 長岡市新産2丁目12番7	(0258)46-7151
(財) 新潟県環境分析センター	〒950-11 新潟市祖父興野53-1	(025)284-6500
(財) 新潟県保健衛生センター	〒951 新潟市白山浦2丁目180-5	(025)267-8191
(社) 新潟県薬剤師会	〒951 新潟市関屋田町1丁目39番地 加門不動産ビル2F	(025)267-2131
(財) 二市北蒲原郡総合健康開発センター	〒957 新発田市本町4丁目16番83号	(0254)24-1145
日揮化学錦新津事業所環境測定センター	〒956 新津市滝谷本町1-26	(0250)24-3811
錦 日 軽 技 研 分 析 セン タ ー 新 潟 支 所	〒950-31 新潟市太郎代1572-19	(025)255-3141
(財) 日本気象境界新潟センター	〒950 新潟市幸西4-4-1	(025)243-4791
ミヤマ錦燕工場ミヤマ分析センター	〒959-12 燕市大字小池3663-1	(0256)63-6751

●賛助会員

(アイウエオ順)

機 開 名	住 所	電話 番 号
アドバンテック東洋錦新潟営業所	〒950-21 新潟市流通センター2-3-3	(025)260-7788
池田理化学工業錦新潟支店	〒950 新潟市上所上3-5-10	(025)285-9277
鐘通化学生薬品錦	〒950 新潟市関新1-7-22	(025)231-7121
錦センテック新潟支店	〒950 新潟市鐘3-12-37	(025)243-1709
タケシヨー科学	〒950 新潟市新光町23	(025)285-0671
寺井科学器械錦	〒951 新潟市東中通1-186-1	(025)229-1198
錦新潟コンゴー	〒950 新潟市竹尾卸新町752-1	(025)275-8146
錦ニチエー	〒951 新潟市川岸町2-8-2	(025)230-1111
錦広川製作所	〒951 新潟市寺裏通1番町240	(025)229-2616
北陸工機錦	〒942 上越市中央3-14-34	(0255)43-2434
錦マルタケ	〒950-21 新潟市流通センター4-6-2	(025)268-6340
和光純薬工業錦	〒950 新潟市米山4-1-23	(025)241-0380

一 会員変更一覧 一

- ・本部移転 (財) 新潟県環境分析センター
- ・名称変更 多田理科錦新潟営業所 → 錦センテック新潟支店

あけましておめでとうございます。

去年はJリーグで開け、連立政権の発足、北海道南西沖地震、そしてコメの自由化問題で暮れた近年稀にみる激動の一年でした。

このような中で、当協議会もようやく満20歳の成人式を迎えることができました。

今年は、さらなる発展の新しい第一歩を踏み出す記念の年になるよう、会員一同初心に返って頑張りましょう。

お忙しい折、寄稿いただきました皆様ありがとうございました。

(事務局)

